

**中野神明小学校・新山小学校統合新校校舎等整備
基本構想・基本計画**

**平成29年（2017年）3月
教育委員会事務局子ども教育施設担当**

(目次)

1	中野区立小中学校再編計画（第2次）	
(1)	中野神明小学校と新山小学校の統合の考え方	1
(2)	統合する両校の沿革	2
(3)	統合新校の通学区域等	3
2	計画地周辺に関する状況	
(1)	敷地の現状	5
(2)	建築条件等	6
(3)	関係法・条例・指導要綱等	8
3	統合新校校舎等整備の基本的な考え方	
(1)	計画コンセプト	10
(2)	統合新校校舎等整備にあたっての具体的事項	12
4	全体施設計画	
(1)	施設規模の整理	14
(2)	諸室の機能図	16
(3)	各種計画	17
(4)	基本配置	19
(5)	外構計画	21
5	工事計画	22
6	今後の留意事項	23

1 中野区立小中学校再編計画（第2次）

（1）中野神明小学校と新山小学校の統合の考え方

ア 統合のスケジュール

平成25年11月に決定した「中野区立小中学校再編計画（第2次）」により、平成29年3月末に中野神明小学校、多田小学校、新山小学校を閉校し、同年4月に2校の統合新校を開校する。

統合新校の校舎は、現在の中野神明小学校の校地に建築するため、現在の中野神明小学校の校舎を取壊し、建て替えることとなる。そのため、校舎新築工事期間中は、現在の新山小学校の校舎を使用する。

中野神明小学校と新山小学校の統合及び校舎改築に係るスケジュールは、以下のとおりである。

○中野神明小学校・新山小学校統合スケジュール

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	中野神明小学校・新山小学校閉校	●● 統合（現在の新山小校舎を使用）				
	基本構想・基本計画	基本設計・実施設計		校舎新築工事 （現在の中野神明小学校）	校舎竣工・移転	

イ 学校統合委員会の設置

学校統合委員会は、教育委員会から委嘱された委員によって構成され、中野神明小学校と新山小学校の統合により設置する新校の名称や校章、校歌、校旗、学校指定品、校舎等の施設などについて協議し、その結果を教育委員会に報告することを役割とする。

(2) 統合する両校の沿革

【中野神明小学校】

大正 12. 9. 20	東京府豊多摩郡桃園第四尋常小学校として開校
昭和 7. 10	東京府東京市桃園第四尋常小学校と校名変更
8. 10	開校10周年記念式典
18. 7	東京都中野区中野神明国民学校と校名変更
22. 4	東京都中野区立中野神明小学校と校名変更 学校給食が始まる
31. 1	校旗制定
40. 3	体育館竣工
48. 11	開校50周年記念式典
52. 2	新校舎・屋上プール竣工
54. 11	理科学習園、校庭整備工事、第二校庭整備工事完了
平成 9. 1	コンピュータ室新設 第2図書室（よみきかせの部屋）開設
10. 2	ランチルーム開設
14. 3	ビオトープ竣工
15. 3	普通教室冷房化工事竣工
	校舎耐震補強工事 新・ランチルーム竣工
24. 4	神明学級開設
25. 11	開校90周年記念式典

【新山小学校】

昭和 30. 3	東京都中野区立新山小学校設立認可
30. 5	開校記念式典（開校記念日とする）
34. 1	校旗・校歌制定・開校5周年記念式典
40. 3	開校10周年記念式典
平成 2. 11	正門整備工事竣工
10. 1	コンピュータ教室設置工事完了
17. 11	開校50周年記念式典
19. 4	ランチルーム設置
21. 4	体育館耐震工事完了
21. 10	キッズ・プラザ新山開設
28. 1	開校60周年記念式典

(3) 統合新校の通学区域等

ア 予定される通学区域

この統合による通学区域は、東側の新設校が中野神明小学校及び新山小学校の通学区域のうち中野通りより東側の部分となる。西側の新設校は、多田小学校及び新山小学校の通学区域のうち中野通りより西側の部分となる。

東側の新設校は、南は渋谷区に接し、南台一・二丁目、弥生町二～五丁目となる。西側の新設校は、西は杉並区、南は渋谷区に接し、南台三～五丁目、弥生町五・六丁目となる。

○中野神明小、新山小周辺の通学区域



イ 想定される学級数の推計と普通教室数

平成29年度、統合時の学級数は18学級の推計だが、34年度の1年生は150人規模になると推計しており、全体で21学級になると推計している。

35年度以降は全学年が4学級となる可能性があることから、普通教室は24教室用意する。

【統合新校の児童数推計表】

学校名	年度	29. 5. 1		30. 5. 1		31. 5. 1		32. 5. 1		33. 5. 1		34. 5. 1	
	学年	児童数	学級数										
みなみの 小学校	1	102	3	98	3	95	3	118	4	139	4	151	5
	2	90	3	105	3	103	3	100	3	118	4	139	4
	3	91	3	87	3	103	3	100	3	100	3	118	3
	4	84	3	92	3	89	3	104	3	100	3	100	3
	5	101	3	77	2	87	3	83	3	104	3	100	3
	6	83	3	105	3	82	3	90	3	83	3	104	3
	計		551	18	564	17	559	18	595	19	644	20	712

(参考) 統合前の両校の児童数

学校名	年度	28. 5. 1	
	学年	児童数	学級数
中野神明	1	69	2
	2	77	3
	3	61	2
	4	88	3
	5	63	2
	6	68	2
	計		426
新山	1	31	1
	2	23	1
	3	35	1
	4	28	1
	5	33	1
	6	30	1
	計		180
合計		606	20

2 計画地周辺に関する状況

(1) 敷地の現状



①北側道路



②敷地西南角交差点



③東側道路



④西側道路



⑤南側道路



(2) 建築条件等

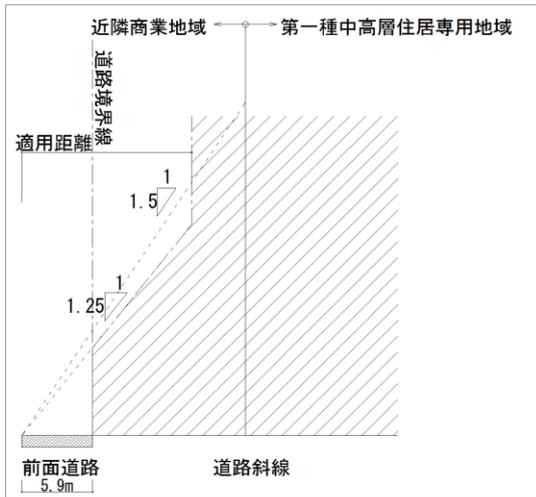
敷地の概要

項目	内容				
所在地	東京都中野区弥生町四丁目27番29号 東京都中野区四丁目50番地1、53番地2の一部、53番地10、56番地2の一部				
敷地面積	9,023.7㎡(923.7㎡, 8,100.0㎡)				
前面道路	北側：道路幅員4.0m、西側：道路幅員5.9m 南側：道路幅員4.0m、東側：道路幅員4.0m				
	西側	中央	東側		
用途地域	近隣商業地域	第一種中高層住居専用地域			
防火指定	防火地域	準防火地域・ 新防火地域(東京都建築安全条例第7条の3第2項)			
指定容積率	400%	200%			
指定建ぺい率	80%	60%			
高度地区	なし	第一種高度地区			
隣地斜線	31m 2.5	20m 1.25			
道路斜線	20m 1.5	20m 1.25			
日影規制	なし	範囲5m～ 範囲10m～ 測定水平面	4.0h 2.5h 4.0m	範囲5m～ 範囲10m～ 測定水平面	3.0h 2.0h 4.0m

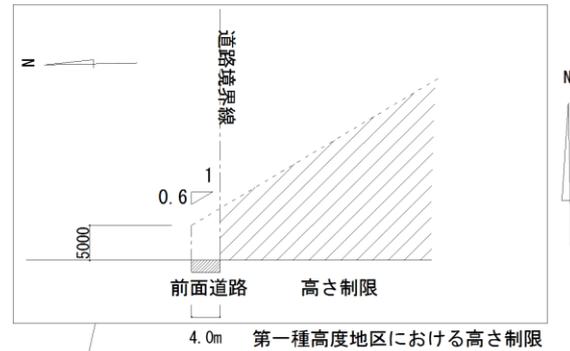
※【補足】上記「敷地面積」

9,023.7㎡(近隣商業地域分(923.7㎡)、第一種中高層住居専用地域分(8,100㎡))

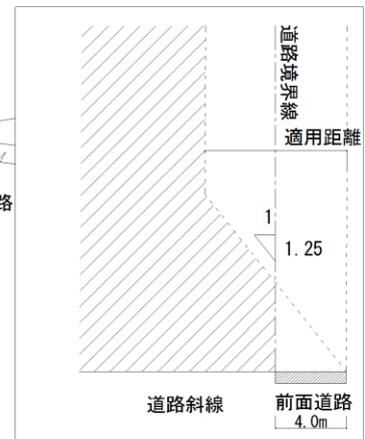
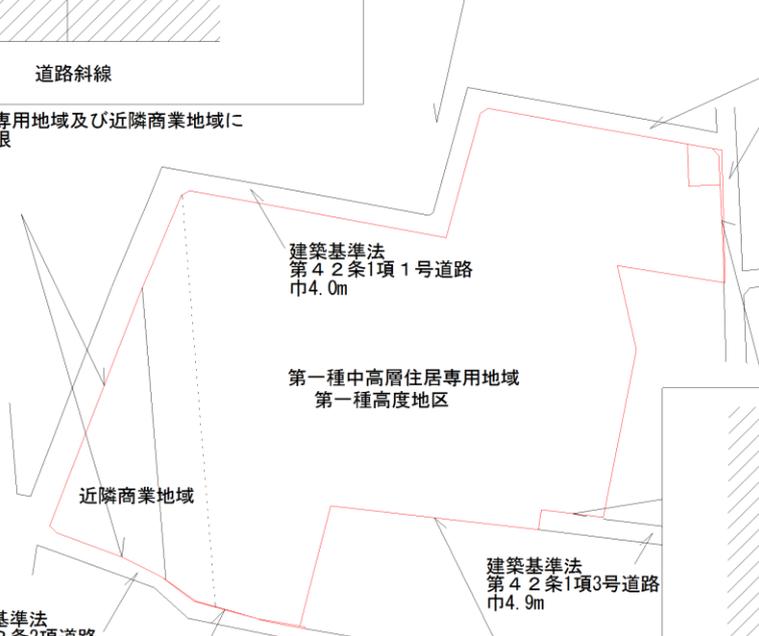
建築基準法による道路斜線・隣地斜線制限図・高度斜線図



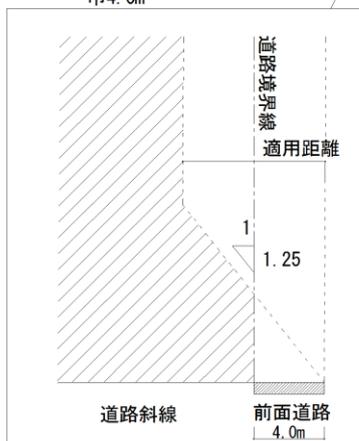
第一種中高層住居専用地域及び近隣商業地域における道路斜線制限



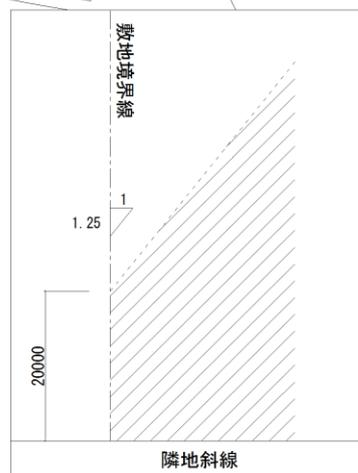
建築基準法
第42条1項1号道路
巾4.0m



第一種中高層住居専用地域における道路斜線制限



第一種中高層住居専用地域における道路斜線制限



第一種中高層住居専用地域における隣地斜線制限

▨ 建築可能範囲

(3) 関係法・条例・指導要綱等

本計画に関連する法・条例・指導要綱等を以下に整理する。

ア 法律

【教育関連】

- 学校教育法
- 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
- 学校図書館法
- 学校保健安全法
- 学校給食法
- 食育基本法
- 社会教育法
- スポーツ基本法

【建築関連等】

- 建築基準法
- 都市計画法
- 消防法
- 水道法
- 下水道法
- 土壌汚染対策法
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル衛生管理法）
- 文化財保護法
- 図書館法
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 食品衛生法
- 健康増進法
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- 景観法
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

イ 条例・指導要綱等

【東京都】

- 東京における自然の保護と回復に関する条例
- 東京都環境基本条例
- 東京都建築安全条例
- 東京都福祉のまちづくり条例

- 東京都景観条例
- 水の有効利用促進要綱
- 高齢者・障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(建築物バリアフリー条例)
- 東京都火災予防条例
- 食品製造業等取締条例
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）
- 東京都文化財保護条例

【中野区】

- 中野区環境基本条例
- 中野区雨水流出抑制施設設置指導要綱
- 中野区自転車等放置防止条例
- 中野区プールの衛生管理に関する条例
- 中野区立図書館条例
- 中野区立図書館則
- 中野区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- 中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
- 中野区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱
- 中野区事業用大規模建築物における再利用対象物保管場所設置基準及び事務取扱要綱
- 中野区大規模建築物における一般廃棄物保管場所の設置基準及び事務取扱要綱
- 中野区生活道路の拡幅整備に関する条例

3 統合新校校舎等整備の基本的な考え方

(1) 計画コンセプト

中野区では、主に以下の構想・計画等を踏まえ、統合新校の校舎等を整備していく。

○中野区基本構想（平成28年3月改定）	○新しい中野をつくる10か年計画（第3次）（平成28年4月）
・安心して産み育てられるまち	・地域の育成活動等の充実と育成者支援 （小学校内へのキッズ・プラザの整備と学童クラブでの放課後の子どもたちの安全安心な活動拠点の整備）
・自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち	・質の高い教育環境の整備 （学校再編による児童・生徒数や学級数の一定数確保と子ども同士の交流など、集団活動の良さを活かした活気あふれる学校運営） ・体力向上させる取組の推進 （休み時間・放課後の外遊びの推進やキッズ・プラザ、放課後子ども教室の取組、子どもの自発的な運動を誘発するための環境整備など、遊びを通じた体力づくりの推進） ・特別支援教育の推進 （特別支援教育の充実、全小中学校に特別支援教室の設置）
・学びと文化を創造・発信するまち	・学校と連携した読書活動の推進 （地域開放型学校図書館の整備）

○中野区教育ビジョン（第2次）

- ・教育理念「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」

○中野区立小中学校再編計画（第2次）

- ・中野神明小学校、新山小学校の統合

○中野区立小中学校施設改築等整備の考え方（平成19年8月）

- ・学習空間としての学校
- ・生活空間としての学校
- ・健康・体力を増進する学校
- ・地域コミュニティ施設としての学校

○中野区立小中学校施設整備計画（平成26年10月）

- ・多様な学習環境を可能にし、地域活動の拠点となる施設の整備
- ・効率的効果的な施設配置や施設設備の共同化
- ・今後の教育環境や社会状況の変化に対応できる学校施設
- ・快適で安全かつ安心な施設環境の確保

- その他、中野神明小学校、新山小学校の特徴及び地理的特性を踏まえた整備の考え方
- ・中野神明小学校、新山小学校の校風や伝統、地域住民との関わり、児童の特性等に留意のうえ、各校の歴史の継承を図る。
 - ・中野神明小学校、新山小学校の学校規模の違いを踏まえ、統合時に一方の校風に偏ることのないよう配慮された教育環境を整備する。
 - ・不整形な学校敷地であっても、適切な規模の校舎・校庭を確保できるよう施設配置を計画する。
 - ・新山小学校の児童が、幹線道路である方南通りを横断のうえ通学することを踏まえ、通学門の設置を計画する。

(2) 統合新校校舎等整備にあたっての具体的事項

本項目では、計画コンセプトに関する具体的な事項について示す。

【地域の拠点となる学校施設の整備】

- 新校舎は地域開放型学校図書館及びキッズ・プラザ（活動室、学童クラブ室、子育てひろば事業を行う乳幼児室）と併設になることから、地域の拠点として区民や子どもたちが利用しやすい、親しみの持てる施設をつくる。
- 災害時には体育館等が有効に機能するよう、防災性能の高い施設として整備するとともに、通用門についても防災機能を意識のうえ可能な限り配置していく。

【教育環境の整備】

- 高機能で多機能な学習環境をつくる。
 - ・ 学級単位での学習のほか、チームティーチングによる学習、少人数指導、グループ学習等、多様な学習形態に対応できる施設をつくる。
 - ・ 図書室とコンピュータ室を一体的に整備し、「学ぶ」「調べる」「伝える」といった学習が効果的・効率的に行えるようにする。
 - ・ これからの情報教育の進展にも柔軟に対応できるよう、普通教室、少人数指導教室、特別支援学級におけるICT教育環境を整備する。
 - ・ ランチルームと多目的室を一体的に整備するなど、諸室の機能は活かしつつも多目的・多機能なスペースとしても活用できる施設をつくる。
 - ・ 少人数指導教室として授業中使用する部屋を、放課後は児童会の活動場所としても活用するなど、限られた諸室を工夫して使用できるようにする。
 - ・ 児童が安心して気持ちよく過ごせる生活の場、異学年交流が行えるスペースをつくる。
 - ・ 既存の規模と同等以上の屋内運動場、校庭の整備を図り、体力づくりを進められる環境を整備する。
- 特別支援学級・特別支援教室における特別支援教育の充実に資する施設をつくる。
 - ・ 中野神明小学校の「神明学級」における教育環境を踏まえつつ、設置階層や教室の採光、通常学級との交流、トイレの位置等に配慮のうえ、引き続き障害の状態や状況に応じた適切な指導を行えるようにする。
 - ・ 発達に課題のある児童に落ち着いた環境で専門的な指導を行えるよう、普通教室との距離などを考慮のうえ、特別支援教室を配置していく。
- 今後の教育環境や社会状況の変化に柔軟に対応できる施設として整備する。

【その他の事項の整備】

- 地域開放型学校図書館やキッズ・プラザ等、学校運営と異なる管理主体を施設構成に含めることを想定した設計上の配慮を行う。
- 不審者の侵入防止や、学校周辺からの視線対策など、十分な安全・防犯対策を講じる。
- 校庭、屋内運動場を中心とした学校開放を踏まえ、児童の学校生活の安心・安全を十分に確保したうえで子どもから高齢者、障害のある人にも不自由なく利用できるユニバーサルデザインによる施設づくりを行う。

- 児童たちの環境教育の充実を図るとともに、ヒートアイランド現象等の環境問題に対応するため、施設の緑化などのほか、自然エネルギーを活用した省エネ・省資源型の施設づくりを行う。
- 学校に必要な機能等を定めた標準仕様を基本とし、改築の経費や後年度負担（ライフサイクルコスト）の縮減も見据えた、できる限りコンパクトで維持管理のしやすい施設づくりを行う。

4 全体施設計画

(1) 施設規模の整理

ア 小学校

施設の規模は、「中野区立小中学校施設整備計画」による標準仕様を基本としつつ、統合後の児童数に応じた教室数や給食室等を確保する。

また、現在中野神明小学校に神明学級があることから、統合新校においても特別支援学級を設置する。

なお、1コマ（普通教室1教室分）は、既存の教室寸法（9m×7m）より、横を1m大きくし、9m×8m=72㎡とする。

ただし、教育活動をより効果的なものとする機能並びにその規模等については、引き続き検討をする。

イ 地域開放型学校図書館、キッズ・プラザ

「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）」等を踏まえ、統合新校については、地域開放型学校図書館及びキッズ・プラザも整備していく。

これらの学校以外の機能については、基本的な考え方を踏まえたうえで、他の既存施設の事例等を参考に規模を設定しているが、必要な機能等については、引き続き検討する。

【小学校、地域開放型学校図書館、キッズ・プラザの施設規模】

※ 普通教室1教室を1コマとする

種類	室名	標準仕様(18教室)					新校舎(24教室)		
		規模 (コマ)	室数	合計 (コマ数)	1室の規模 (㎡)	合計 (㎡)	合計 (コマ数)	合計 (㎡)	
普通教室	普通教室	1	18	18	72.00	1,296.00	24	1,728.00	
特別教室等	理科室・準備室	2	1	2	144.00	144.00	15	144.00	
	図工室・準備室	2	1	2	144.00	144.00		144.00	
	音楽室・準備室	2.5	1	2.5	180.00	180.00		180.00	
	家庭科室・準備室	2	1	2	144.00	144.00		144.00	
	多目的室	1.5	1	1.5	108.00	108.00		108.00	
	コンピュータ室	1.5	1	1.5	108.00	108.00		108.00	
	少人数指導教室	0.5	3	1.5	36.00	108.00		72.00	
	ランチルーム	1.5	1	1.5	108.00	108.00		108.00	
	特別支援教室	1	1	1	72.00	72.00		72.00	
	特別支援学級	0.5	3	1.5	36.00	108.00		3	108.00
	プレイルーム	1.5	1	1.5	108.00	108.00	108.00		
	管理諸室	職員室	2	1	2	144.00	144.00	13	144.00
校長室		0.5	1	0.5	36.00	36.00	36.00		
事務室		0.5	1	0.5	36.00	36.00	36.00		
職員打合室 ※1		0.5	1	0.5	36.00	36.00	36.00		
応接室 ※1		0.5	1	0.5	36.00	36.00	36.00		
主事室等		0.25	2	0.5	18.00	36.00	36.00		
保健室		1	1	1	72.00	72.00	72.00		
教育相談室		0.5	1	0.5	36.00	36.00	36.00		
印刷室		0.5	1	0.5	36.00	36.00	36.00		
倉庫・教材室		0.5	6	3	36.00	216.00	216.00		
教職員更衣室		0.5	2	1	36.00	72.00	72.00		
放送室		0.5	1	0.5	36.00	36.00	36.00		
会議室		1	1	1	72.00	72.00	72.00		
職員・来客トイレ		0.25	2	0.5	18.00	36.00	36.00		
施設管理室 ※1		0.5	1	0.5	36.00	36.00	36.00		
給食室	給食室	5	1	5	360.00	360.00	5.56 ※4	400.00	
屋内運動場等	屋内運動場	12	1	12	864.00	864.00	12	864.00	
	プール関係諸室	2.5	1	2.5	180.00	180.00	2.5	180.00	
共用	昇降口	1.5	1	1.5	108.00	108.00	1.5	108.00	
	エレベーター	0.75	1	0.75	54.00	54.00	0.75	54.00	
その他	児童用更衣室	0.5	2	1	36.00	72.00	1	72.00	
	児童会室	0.5	1	0.5	36.00	36.00	0.5	36.00	
	PTA室	0.5	1	0.5	36.00	36.00	0.5	36.00	
	備蓄倉庫	1	1	1	72.00	72.00	1	72.00	
小計				74.25	5,346.00	80.31 ※4	5,782.00		
その他共用(小計×30%)	廊下・階段・トイレ等		1	22.275	1,603.80	1,603.80	24.09 ※4	1,734.48	
地域開放	キッズ・プラザ	活動室①	0.83	1	0.83	60.00	560.00	7.76 ※4	560.00
		活動室②	0.83	1	0.83	60.00			
		乳幼児室	1.66	1	1.66	120.00			
		学童クラブ	1.66	1	1.66	120.00			
		トイレ、倉庫事務室等	2.78	1	2.78	200.00			
	地域開放型学校図書館	学校図書館 ※2	2.50	1	2.50	180.00	288.00	4.00	288.00
		開放図書館	1.06	1	1.06	76.00			
共有部分		0.44	1	0.44	32.00				
施設合計				108.29		7,797.80	116.16	8,364.48	

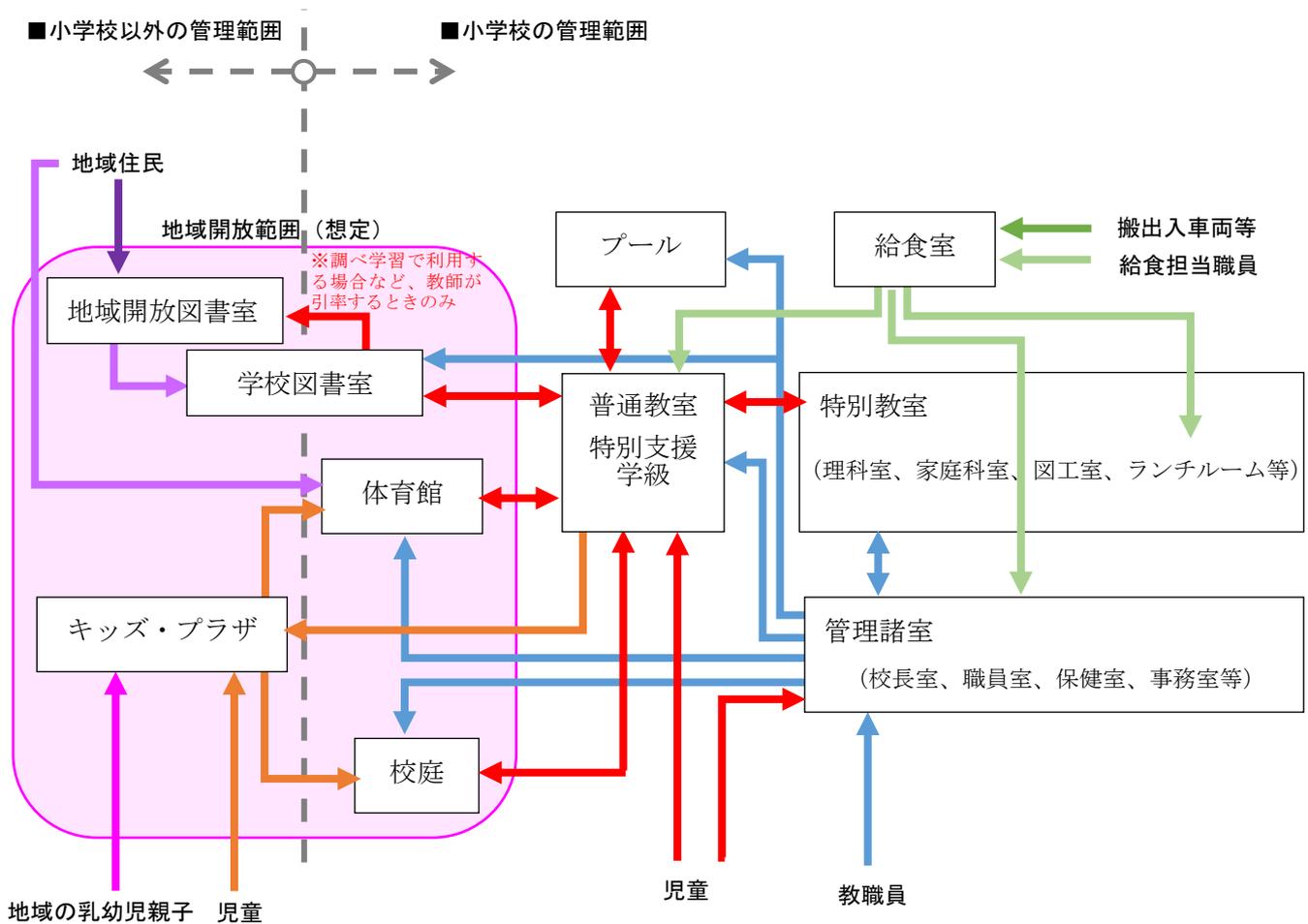
※3

※1 標準仕様に規定無し ※2 平日午前中は学校図書館として使用し、開放は行わない

※3 不足分は普通教室の空き教室を活用する ※4 面積(㎡)からコマ数を算出しているため端数調整あり

(2) 諸室の機能図

諸室配置の前提条件を以下のとおり整理する。



- 凡例
- ← 児童 (平日授業中)
 - ← 児童 (平日放課後・土曜日)
 - ← 教職員
 - ← 給食担当職員
 - ← 搬出入車両等
 - ← 地域住民 (平日、土・日・祝日)
 - ← 地域住民 (平日放課後、土・日・祝日)
 - ← 地域の乳幼児親子 (平日、土曜日)

(3) 各種計画

各種計画概要は、統合新校校舎等整備の基本的な考え方にに基づき、以下に整理する。

ア 配置計画

- ・ 校舎棟は敷地の北側を中心に配置し、南向き・東向き諸室に十分な日照、採光、通風を確保する。
- ・ 校庭は、現在の中野神明小学校と同等以上の規模とし、トラック120m（6レーン）程度、直線50m（6レーン）程度を確保する。そのうえで、地面の凍結を避けるよう日照を十分確保した、水はけの良い校庭とする。
- ・ プールは、災害時の避難所としての生活用水を確保するため、校舎又は屋内運動場の屋上に配置する。
- ・ セキュリティ確保のため、地域開放型学校図書館とキッズ・プラザの動線は学校と分離させると同時に、学校と地域開放型学校図書館、キッズ・プラザが相互利用しやすい配置とする。
- ・ 給食室は、搬出入車に対する児童の安全を確保したうえで配置する。

イ 平面計画

- ・ 普通教室は、主として南向き・東向き採光が可能となるように配置する。
- ・ 特別支援学級は、緊急時の避難や特別な配慮を要する児童への対応を踏まえ1階校庭に面した場所に設置する。また、シャワー室・洗濯機を設けたトイレを近接させる。
- ・ 普通教室・特別教室等の学習諸室は、中層・上層階に配置する。
- ・ 図工室、音楽室は各学年が、理科室は3年生以上が、家庭科室は5年生以上が使用することを想定し、設置階層を計画する。
- ・ 特別支援教室は、普通教室との離隔や遮音等に配慮のうえ配置する。
- ・ 職員室・校長室は、校庭への見渡しや防犯上の観点から、校庭に面した1階での配置を基本とする。
- ・ 通学門は職員室、校長室からの視認性を意識した配置とする。
- ・ 児童の昇降口は、通学門から行き来が容易な位置に配置し、各学年が利用しやすいよう配慮を行う。
- ・ 主事室は、来訪者対応を行うことから昇降口に近接した配置とする。
- ・ 保健室は、校庭・屋内運動場との連絡が良く、救急車両が近接しやすい1階に配置する。
- ・ 放送室は、校庭への見渡しや教職員・児童の利便性に配慮し、校庭に面した1階での配置を基本とする。
- ・ 各教室への給食配膳が、食品衛生上可能な限り良好なものとなるよう配慮のうえ、給食室やトイレを配置する。
- ・ 備蓄倉庫は、1階での配置を基本とする。
- ・ 児童用更衣室は高学年が主として使用するため、上層階での配置を基本とする。
- ・ 地域開放型学校図書館及びキッズ・プラザは、セキュリティ確保のため、それ

ぞれ専用の出入口を設け、児童の出入りと交錯しないアプローチとなるように配慮を行う。また校舎内でのセキュリティを考慮した動線となるよう計画する。

- ・ 地域開放型学校図書館は、普通教室等の教育活動エリアに近接した配置を基本とする。
- ・ 学校図書館は、コンピュータ室と隣接した配置とする。
- ・ 校庭にいる児童が視認できるよう、キッズ・プラザの事務室は校庭の見渡しが可能な配置を基本とする。
- ・ 屋内運動場は、避難所機能を有することから1階への配置とする。
- ・ 屋内運動場及び地域開放型学校図書館には一般利用者用に専用のトイレを設ける計画とする。
- ・ プールの設置においては、周辺からの視線等に配慮した計画とする。

ウ 構造計画

- ・ 学校としての耐震性能を確保するため、構造設計指針（平成28年4月 東京都財務局）における耐震性の目標水準（分類Ⅱ）を考慮のうえ、整備する。（必要保有水平耐力1.25倍割増し）

エ 設備計画

- ・ 安全性、信頼性が高く、機器更新やメンテナンスが容易な設備計画とする。
- ・ 空調設備は、屋内運動場を含めた各教室に導入する。また、屋内運動場のような大空間の空調設備は、ランニングコストの低減に配慮したものを採用する。

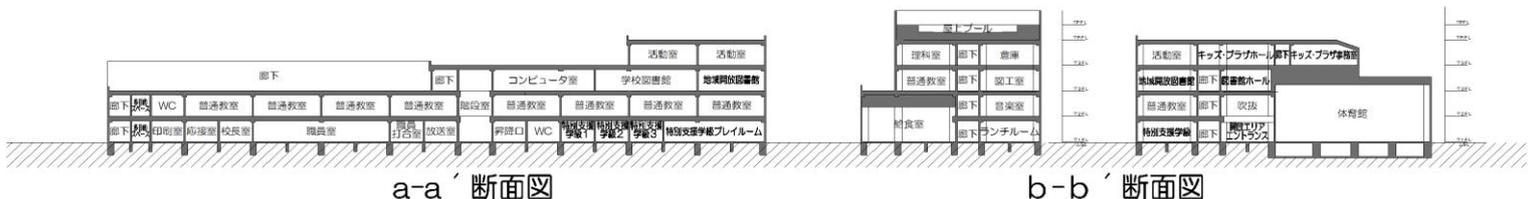
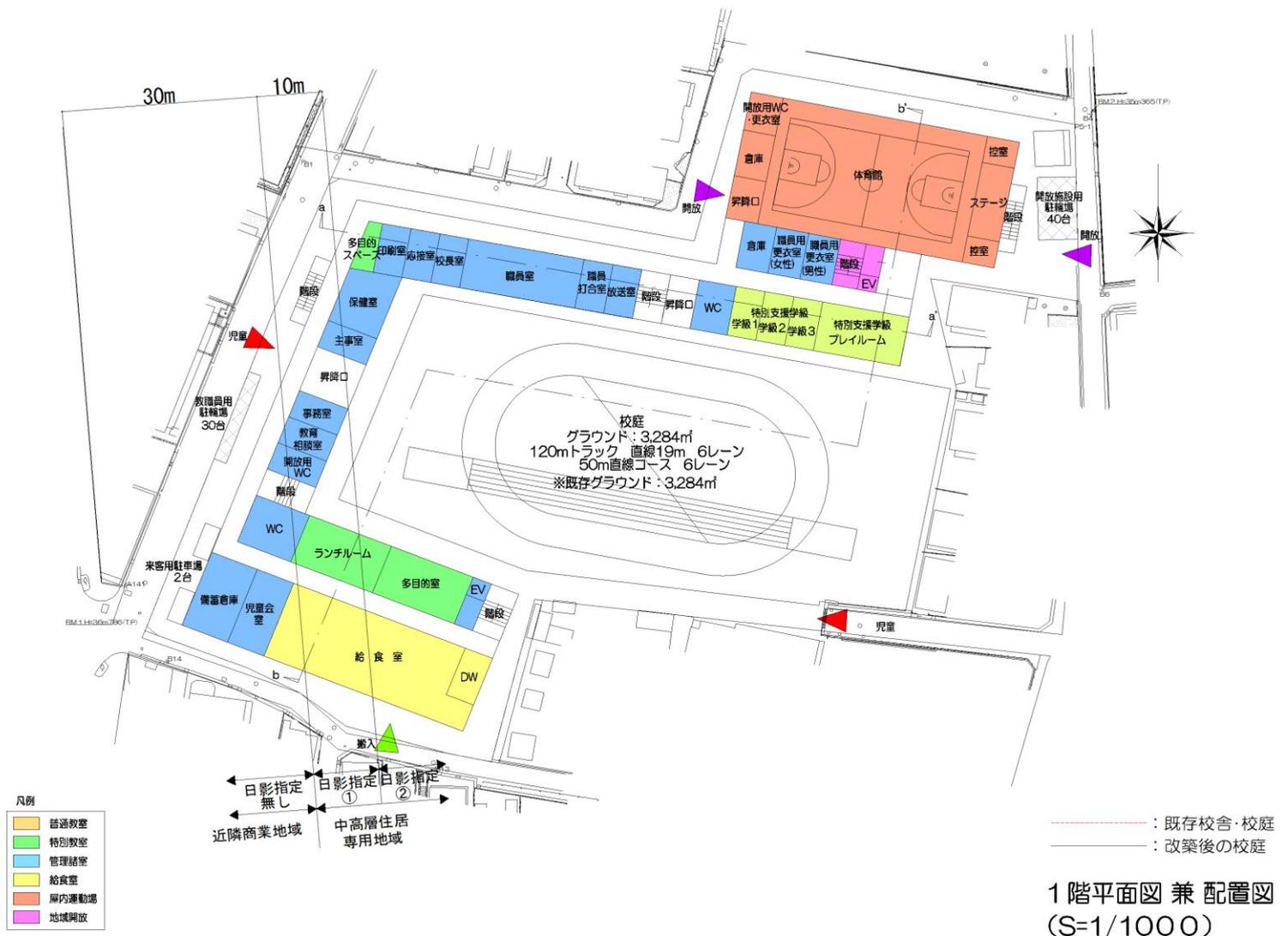
オ 環境計画

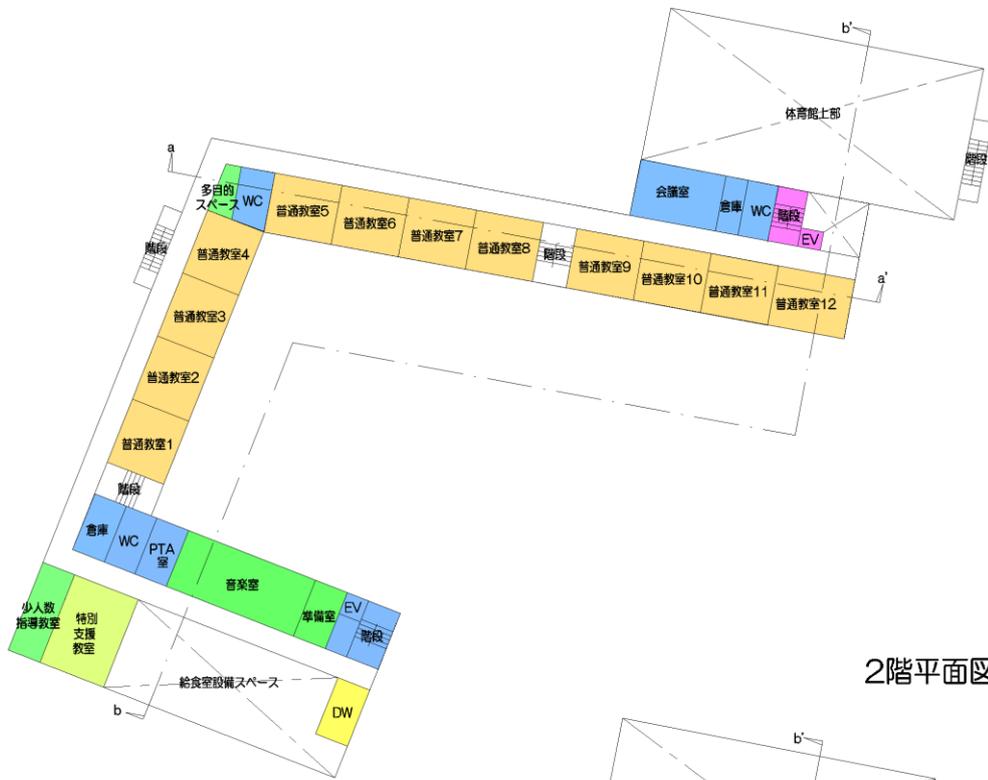
- ・ 環境の実践的教材として、太陽光パネルを設置する等、省エネルギーや環境に配慮した計画とする。

(4) 基本配置

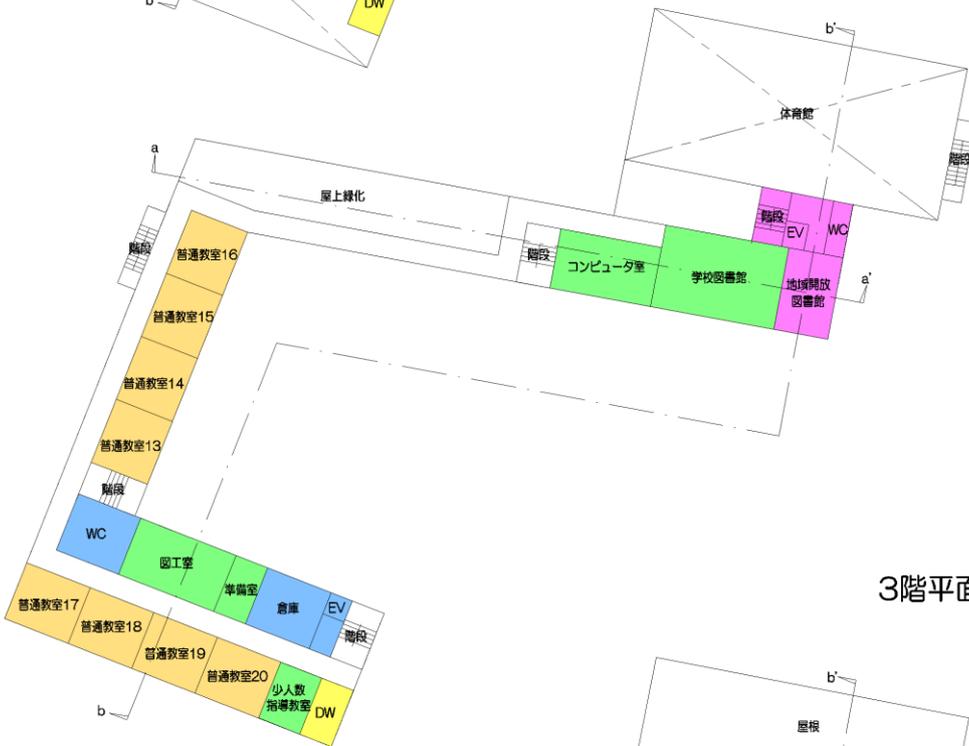
【地上5階建て】

- ・ 建築面積 3,568 m² 延べ面積 9,982 m²
- ・ 校庭面積 3,284 m²
- ・ コ字型プランとし、北側と西側は片廊下型とし、南側の一部に中廊下型を採用している。
- ・ 通学門を東・西側に設置している。
- ・ 校舎棟は階高 3.5m とする。
- ・ 普通教室は南、東向きとし、学年単位に合わせて設置している。
- ・ 職員関連室を1階に配置している。
- ・ 特別教室は、1～4階の北、南向きとしている。
- ・ 特別支援学級は、北側の1階に配置している。
- ・ 給食室は、南側からの搬入としている。
- ・ キッズ・プラザは、敷地北側体育館の上部に設け、北東側からのアプローチとしている。
- ・ 開放図書館は、校舎北側に設け、北東側からのアプローチとしている。
- ・ プールは校舎棟の5階屋上南側に設置している。

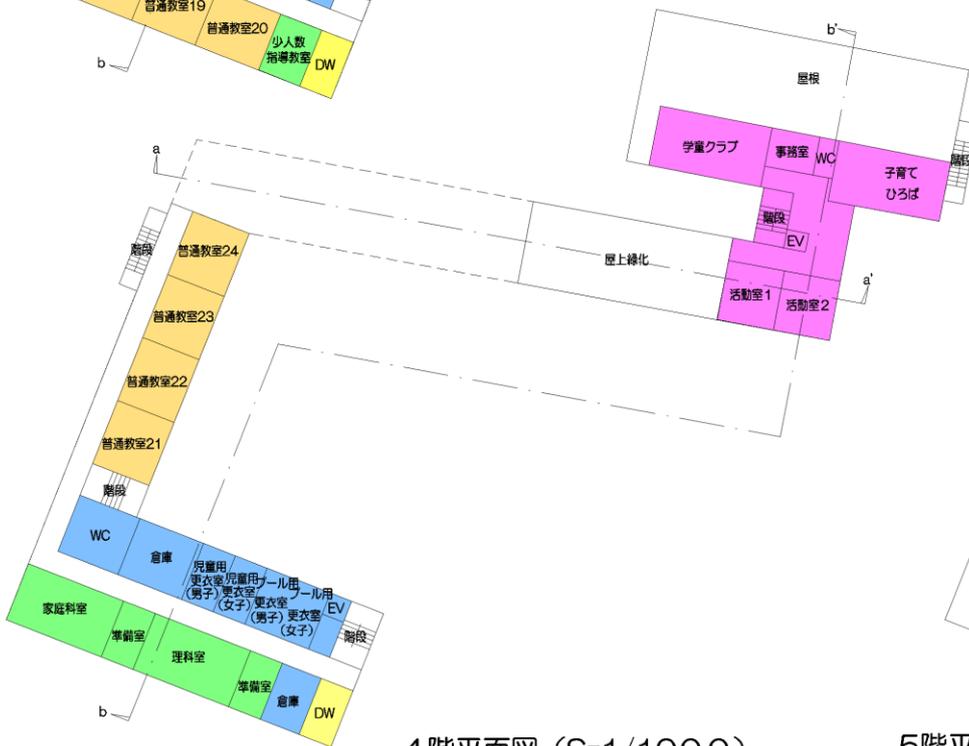




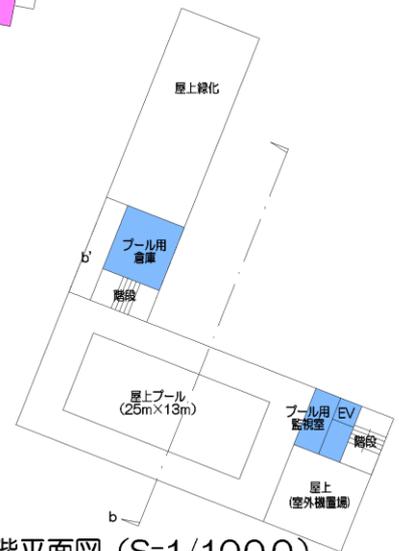
2階平面図 (S=1/1000)



3階平面図 (S=1/1000)



4階平面図 (S=1/1000)



5階平面図 (S=1/1000)

(5) 外構計画

下図に示す通り、児童が安全で快適に過ごすことができるよう、周囲の環境にも配慮した外構計画とする。

北側の緑のバッファの整備

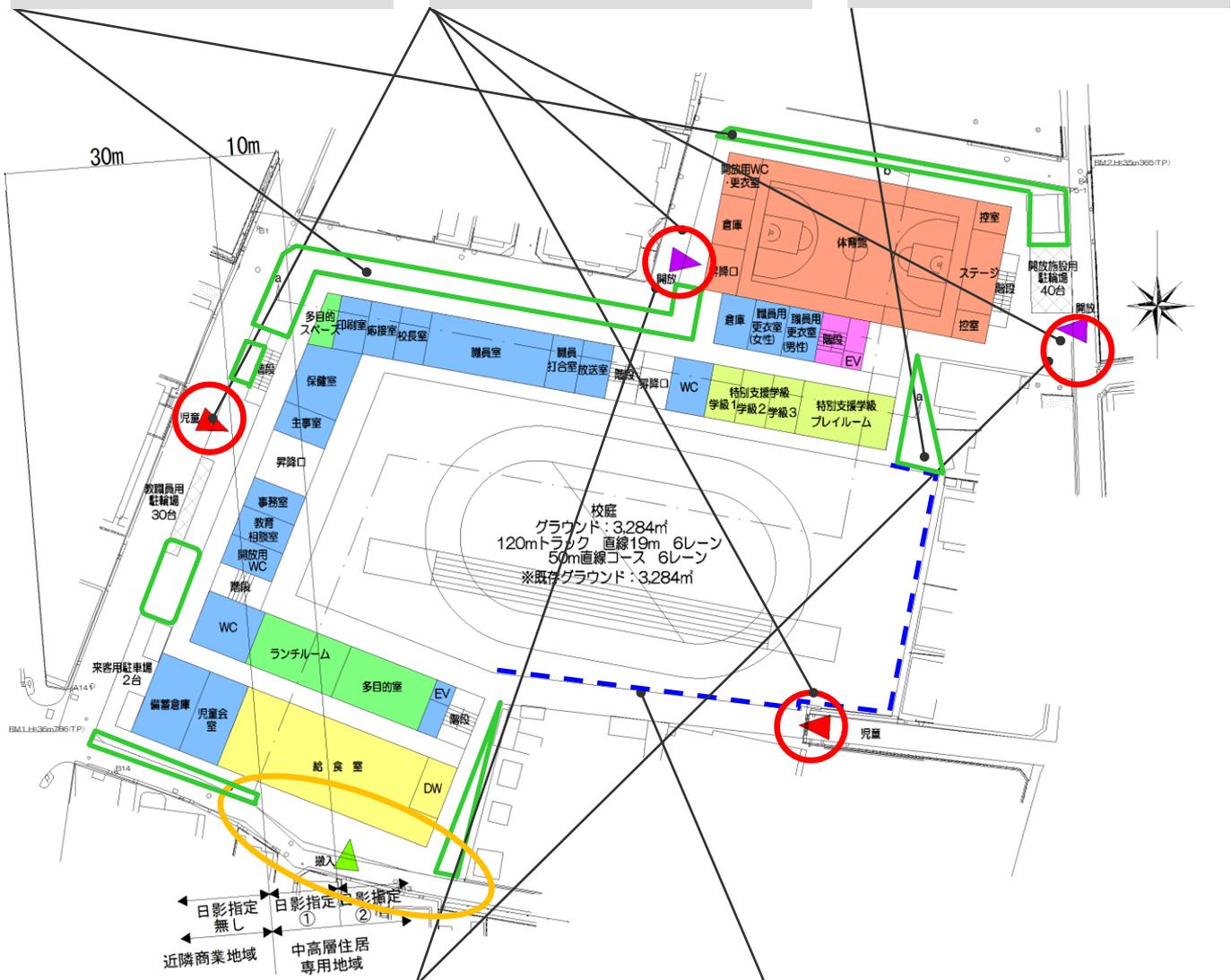
敷地北側は、狭い道路ながら通過車両もあることから敷地側に歩行空間及び常緑樹による緑のバッファを確保する。

敷地内動線計画

校門からは、児童、職員、来校者等が入り、車両と人の動線が交錯しないよう計画する。敷地東又は西側の校門は児童の通学用の出入口として計画する。

緑のバッファの整備

敷地北、南側には戸建て住宅があり、東側には集合住宅がある。敷地北側には、日影に配慮した離れをとると共に常緑樹を植栽し、緑のバッファを形成する計画とする。



セキュリティーの確保

地域開放型図書館とキッズ・プラザといった学校用途以外の機能が併設されることから、各施設ごとに入口を設け分かりやすく、明確に管理ができる計画とする。
分けることで児童は学業に専念でき、地域住民は児童の雰囲気を感じつつも、気兼ねなく施設を利用できる。

防球フェンスの整備の検討

グラウンドの周囲には、防球フェンスを検討する。敷地南側と東側には、住戸・集合住宅があるため周辺への安全に配慮を行う。

5 工事計画

<工事ステップ図>

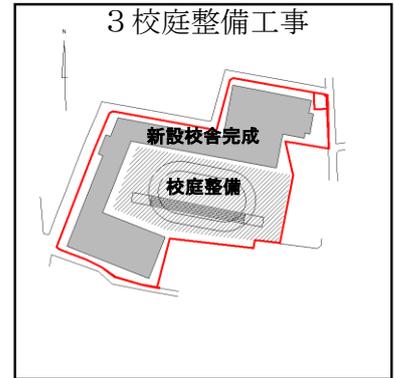
1 既設校舎解体工事



2 新設校舎建設工事



3 校庭整備工事



6 今後の留意事項

教育委員会等での議論等を踏まえ、基本設計、実施設計を進める上での留意事項を整理する。

(1) 配置計画に関して

- ・ 小学校、地域開放型学校図書館、キッズ・プラザがわかりやすく、近隣建物に配慮した外構計画とする。
- ・ 施設の管理運営の仕方を整理し、より良い環境となるよう諸室の配置や駐輪場の設置等を検討する。
- ・ 外構計画において、必要となる遊具、植栽等の整理をする。
- ・ 植栽計画において、児童にとって豊かな教育環境となる樹木・水場の検討を行う。
- ・ 校庭のトラックについては、運動会等における見学スペースの確保も考慮した配置・規模となるよう検討する。
- ・ 日影規制、斜線制限を詳細に検討し、近隣にも配慮した上で計画する。

(2) 平面・断面計画に関して

- ・ 諸室に必要とされるもの（仕上げ・備品・設備）について学校などにヒアリングを行い整理する。
- ・ 建築基準法における単体規定（避難経路、階段設置、居室となる教室の整理、防火区画等の技術的な基準・規定）を整理し、平面に反映させる。
- ・ 児童にとって豊かな教育環境となるよう、ゆとり空間の確保や天井形状の工夫について、検討する。
- ・ 非常時の想定に基づいた避難所機能の整理を行う。
- ・ バリアフリー対応の計画を、平面に反映させる。
- ・ 一足制の導入による施設整備を検討する。
- ・ 校庭の整備にあたっては、児童の使用実態を踏まえたうえで、メンテナンス方法や維持管理コスト、冬季の凍結対策なども考慮のもと、表層部分の材質（天然芝や人工芝等）について、検討する。
- ・ 地域開放型学校図書館やキッズ・プラザの運営方法や使い方を整理し、仕様や動線計画、セキュリティ計画を検討する。

(3) 構造計画に関して

- ・ 平面、断面形状より柱スパン・構造形式・構造種別の選定を行う。
- ・ 合理的でバランスの取れた構造計画を検討する。
- ・ 屋内運動場、プールなどの特殊な用途の構造計画を整理する。
- ・ 地盤の状況、建物特性を考慮し、基礎形式の選定を行う。

(4) 設備計画に関して

- ・ 諸室の電気設備（照明、放送、電話、受変電、テレビ、インターネット、監視カメラ、動力、防災等）について検討する。
- ・ 施設管理業務における中央監視について、手法等を検討する。
- ・ 図書館、音楽室等の設置を踏まえた防音対策を検討する。

- ・ 給排水衛生設備、空調換気設備について検討する。
- ・ 雨水排水計画について検討する。
- ・ 設備は、機器更新、メンテナンスを考慮した機器の選定と配置計画を行う。
また、必要なスペース（PS、EPS、機械室、電気室）を検討し、平面に反映させる。
- ・ 避難所機能を備えるために必要な設備について検討を行う。
- ・ 屋内運動場、プールの使用を決定し、設備計画を作成する。
- ・ 地域開放型学校図書館やキッズ・プラザの管理運営の仕方を詳細に検討し、運営時間の違い等に配慮した設備計画を作成する。

(5) 環境計画に関して

- ・ 本計画において、環境負荷低減・省エネルギー化を目指した建物仕様・設備選定を行う。